

(第78号議案)

中野区議会議員及び中野区長の選挙における
選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨及び理由

公職選挙法施行令の一部を改正する政令(平成28年政令第194号)の施行により、衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動に関し、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスター等の作成の公営に要する経費に係る限度額が引き上げられた。

これに伴い、本条例に規定されている、選挙運動用自動車の使用の公営、選挙運動用ビラの作成の公営、及び選挙運動用ポスターの作成の公営について、それぞれ限度額を引き上げるものとする。

2 改正の内容

(1) 選挙運動用自動車の使用の公営(一般運送契約以外の契約)

- | | | | | | |
|-----------|----|---------|---|-----|---------|
| ① 自動車借り入れ | 現行 | 15,300円 | ⇒ | 改正後 | 15,800円 |
| ② 燃料代 | 現行 | 7,350円 | ⇒ | 改正後 | 7,560円 |

(2) 選挙運動用ビラの作成の公営(中野区長の選挙に限る)

現行	7円30銭	⇒	改正後	7円51銭
----	-------	---	-----	-------

(3) 選挙運動用ポスターの作成の公営

- | | | | | | |
|---------|----|----------|---|-----|----------|
| ① 一枚当たり | 現行 | 510円48銭 | ⇒ | 改正後 | 525円6銭 |
| ② 企画費 | 現行 | 301,875円 | ⇒ | 改正後 | 310,500円 |

3 実施時期

公布の日から施行する。

4 新旧対照表

裏面のとおり。

(第78号議案)

中野区議会議員及び中野区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(平成6年中野区条例第8号)

新旧対照表

改正案	現行
第1条～第3条 (略) (自動車の使用の公費負担額及び支払手続) 第4条 中野区は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対して支払う。 (1) (略) (2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額 ア 当該契約が自動車の借入れ契約である場合 当該自動車(同一の日において自動車の借入れ契約により2台以上の自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の自動車に限る。)のそれぞれにつき、自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が<u>15,800円</u>を超える場合には、<u>15,800円</u>)の合計金額 イ 当該契約が自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該自動車に供給した燃料の代金(当該自動車(これに代わり使用される他の自動車を含む。)が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,560円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日まで	第1条～第3条 (略) (自動車の使用の公費負担額及び支払手続) 第4条 中野区は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対して支払う。 (1) (略) (2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額 ア 当該契約が自動車の借入れ契約である場合 当該自動車(同一の日において自動車の借入れ契約により2台以上の自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の自動車に限る。)のそれぞれにつき、自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が<u>15,300円</u>を超える場合には、<u>15,300円</u>)の合計金額 イ 当該契約が自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該自動車に供給した燃料の代金(当該自動車(これに代わり使用される他の自動車を含む。)が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,350円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日まで

の日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）

ウ （略）

第5条～第7条 （略）

（ビラの作成の公費負担額及び支払手続）

第8条 中野区は、中野区長の選挙における候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が7円51銭を超える場合には、7円51銭）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数（中野区長の選挙の一部無効による再選挙にあっては、公職選挙法施行令第132条の7第1項の表法第142条第1項第6号のビラの数に定める枚数）の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条第1項後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対して支払う。

第9条・第10条 （略）

（ポスターの作成の公費負担額及び支払手続）

第11条 中野区は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が525円6銭に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に310, 500円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得

の日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）

ウ （略）

第5条～第7条 （略）

（ビラの作成の公費負担額及び支払手続）

第8条 中野区は、中野区長の選挙における候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が7円30銭を超える場合には、7円30銭）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数（中野区長の選挙の一部無効による再選挙にあっては、公職選挙法施行令第132条の7第1項の表法第142条第1項第6号のビラの数に定める枚数）の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条第1項後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対して支払う。

第9条・第10条 （略）

（ポスターの作成の公費負担額及び支払手続）

第11条 中野区は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が510円48銭に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に301, 875円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得

た金額（１円未満の端数がある場合には、その端数は１円とする。）を超える場合には、当該除して得た金額）に当該ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第９条後段において準用する第２条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対して支払う。

第１２条 （略）

附 則 （略）

附 則

１ この条例は、公布の日から施行する。

２ 改正後の第４条、第８条及び第１１条の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

得た金額（１円未満の端数がある場合には、その端数は１円とする。）を超える場合には、当該除して得た金額）に当該ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第９条後段において準用する第２条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対して支払う。

第１２条 （略）

附 則 （略）